

65歳以上の方の

介護保険料が変わります



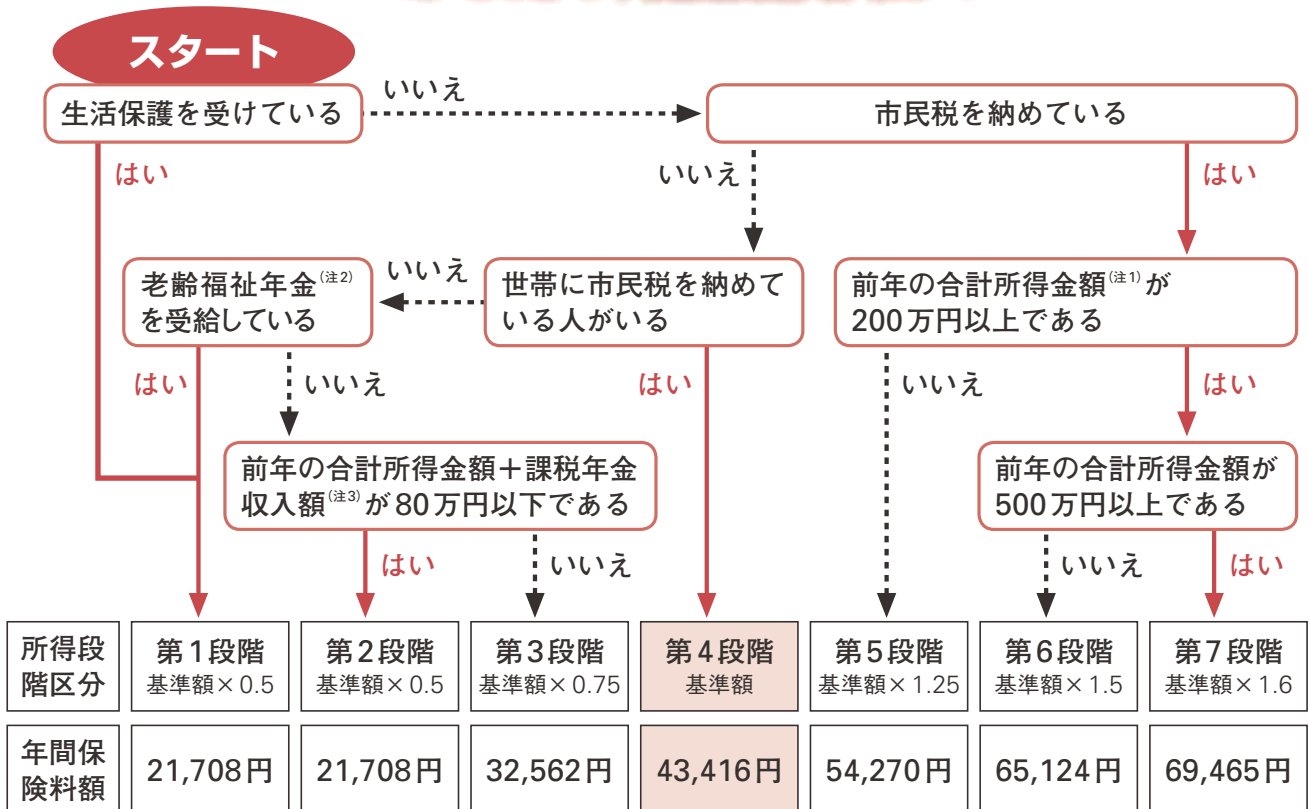
長寿課 ☎66♦1176

介護保険料は、3年に1度見直しを行っています。制度発足から6年間介護保険料を据え置いてきましたが、今後3年間のサービス需要の増加に対応できるように、平成18年度から平成20年度までの介護保険料の見直しを行いました。

介護保険の主な改正点

- 1 65歳以上の人の費用に対する負担割合が引き上げられました。(18%から19%へ)
- 2 低所得者の負担能力にきめ細かく対応するため、保険料段階を5段階から7段階に設定しました。
- 3 保険料の算定基礎となる費用に、地域支援事業費(介護予防事業など)が加わりました。
- 4 平成17年度税制改正の影響により保険料段階が上がる人については、激変緩和措置がとられます。
- 5 今年の10月から遺族年金や障害者年金が、新たに天引き(特別徴収)の対象に加えられます。

あなたの介護保険料は？



注1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。

注2 老齢福祉年金：主に国民年金発足当時(昭和36年4月1日)すでに高齢者に達していた方が対象の年金です。(主に明治44年4月1日以前に生まれた方が対象)

注3 課税年金収入額：課税の対象となる年金の収入金額です。(遺族年金や障害年金は非課税年金です。)